

### 新原の井戸水涸渇事件(2)

#### 海軍炭鉱・国鉄炭鉱の遺跡群 (19)

新原村の井戸水涸渇について、明治二十六年三月二十七日、佐世保鎮守府司令長官は海軍省の第二局長に宛て、次のように報告しました。

「新原炭山と同村井水涸渇の関係に付ては、福岡炭山監督技師の調査、検定の報告も有之候得共、其実地に就き水の湧出するや否を判定するも、亦必要の儀と被存候に付、客月初旬、試みに三ヶ所の涸渇井戸を掘鑿せしめ候処、掘下げ尺数拾參尺より拾八尺の間に於て、何れも水の湧出せるを以て、今日迄其経過の有様を実験せしめ候処、

試掘以来異状なく、不堪出水候趣に付、他の涸渇井戸も掘下ぐるに於ては、総て水の湧出を見るならんと被存候条、御参考の爲め、掘下げ尺数工事入費等、左に記載の上、此段申進候也。」

この文書では、海軍側が井戸水の涸渇と採掘との因果関係を認めているかどうかははっきりしないものの、涸渇への対策を実施しようとしていることはわかります。

一尺は約三〇センチですから、一三尺から一八尺、つまり約三・九〜五・四メートル掘り下げると井戸水はたえず湧き出るとい

うことを、三つのパターンで実験して確かめ、その試掘にかかった工事費用を提出しています。実質的には、責任を認めたと上の措置と言えます。

工事費用は次の通りです。

「掘り下げ尺数・井戸の位置及び理由

拾七尺八寸 炭層の上部にありて、

出水の見込なかりしもの

拾式尺 炭層露頭に接近し、

出水の有無判然せざりしもの

拾八尺 炭層露頭外にありて、

出水の見込みありしもの

試掘費用 金拾六円六拾參錢

但し、一ヶ所平均金五円五拾四錢

参厘参毛

工事日数 拾五日間

一ヶ所に付、平均五日間」

ところで、宮地採炭所長が二十五年十二月二十六日付で、佐世保鎮守府に報告したところによると、井戸水の涸渇・減水は地下水の漏洩によるが、これが採掘の結果と考えると述べています。坑口からの進掘地点と井戸との距離が大きいからです。そこで次のように推測しています。

村民からの聞き取りの結果を考え合わせると、かつての採掘跡（海軍の開坑前の採掘）にたまっていた水が炭層に沿って、進掘地点に流れ出たのであろうというのです。これは福岡炭山監督署も同意見だと述べています。採掘と直接関係ないとしても、第一鉱区採炭を進めると、井戸水涸渇は避けられないことがわかりました。それで、炭層を基準にした三つのパターンでの試掘が行われたのです。

次いで、同年四月二十七日、やはり司令長官から第二局長へ宛てた文書では、今度のははっきり「賠償」という言葉が出てきます。新原村全村の掘井を掘り下げるとの入費は、「概員凡七拾八円を要する見込み」で、

出水に成功した時は、昨年以来の損害に対して以下の金額を下付すれば、「相当の賠償と被存候条」ご参考のために申し進め候と述べています。その損害は次のように見積もられています。

一、金貳百四拾円

但し、二十五年九月中より、同廿六年四月迄、八ヶ月間、渇水中、同村水汲み人夫賃、但し、一ヶ月に付、金參拾円之見積

一、金貳百円

但し、渇水中、村民等種々消費したる金額の見積もり  
計 金四百四十円

新原村では井戸水の不足に対し、水汲みの人夫を必要としたことがわかります。

佐世保鎮守府司令長官は、三か所の試掘をして出水の見込みを得、被害を受けた井戸を全て掘り下げることと、八か月間の村

民の損害を補填することで、一気に解決を図ろうとしました。ところが、海軍省では結論を出さないまま放置していたようです。七月二十七日、司令長官は経理局長へ問い合わせの文書を出しています。

「新原採炭所の隣村、新原村井水涸渇の件に付き」二度にわたって意見を述べたが、「未だ御詮議無之候処、本件に関し、目今に至り、又亦同村二、三の奸民ありて、村民を煽動」しているようだ。「至急御詮議相成候様、御取斗有之度、申し進め候也」

「奸民ありて」はちょっとひどい表現で、軍が村民を見下しているような感覚がうかがえますが、その言わんとしてるところは、海軍省に対し、村民の不満が高まっていることを理由に、村民を納得させることができるような損害賠償の支出を認めてほしい、急いで結論を出してほしいということです。